

## 政策立案機能を強化するための 総合政策部門の設置

### 岩 手 県

#### ○ 取組の概要

総合的な政策の企画立案、組織全体の政策の総合調整、推進・評価などを統括する部局を、戦略性、機動性を重視した組織として設置。

#### ○ 岩手県の概要



##### 岩手県の概要

###### 県庁所在地

- 岩手県盛岡市内丸10-1

###### 人口

- 1,396,637人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

## ○ 取組について

### 1. 取組の背景

平成 11 年 2 月「岩手行政システム改革大綱」において、「行政機構の簡素・効率化と現場重視へのシフトを目指して ー行政機構のリエンジニアリングー」に関して以下の記述があるように、全県的な視点からの企画立案・調整機能の整備が課題となっていた。

#### 【現状と課題】

本庁の部局が中央省庁に対応した編成になっており、部局横断的課題への対応などで縦割りの弊害がみられる場合があり、総合的な政策を推進する体制が必ずしも十分に整備されていません。

→ 政策の総合的、効率的展開を図る体制を整備する必要があります。

#### 【目指すべき方向】

全県的な政策の企画立案機能を重視した行政機構の再編を行います。

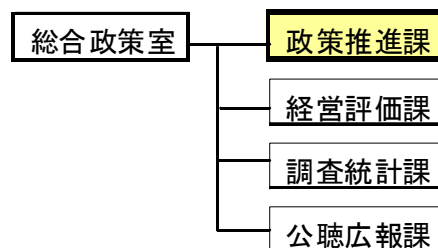
#### 【推進事項】

総合政策部門の再編

政策の企画立案、調整、評価等を所掌する総合政策部門へ再編します。

### 2. 取組の具体的内容

○平成 13 年 4 月、4 課にて構成される「総合政策室」が設置された。



○このうち、企画立案・調整機能を担うのが「政策推進課」である。

○「政策推進課」

- ・「政策推進課」では、平成 11 年 8 月に策定した県の新しい総合計画の推進をはじめとした県行政の総合的な政策立案及び推進のほか、総合政策室内の庶務、連絡調整等を行っている。
- ・「政策推進課」では、①知事公約であるマニフェストを政策化した「40 の政策」の実現に向けた調整と進行管理、②総合計画の策定と進行管理、③政策評価を活用した新規・横断的施策の決定（「枠予算」以外の予算配分）を主な役割に

するなど（※）、知事が掲げる政策の推進を補佐するための機能が付与されている。（※：平成15年度の組織改正により、財政課の査定機能を原則廃止して、各部局に一定の枠を配分するいわゆる「枠予算」を導入している。）

- ・「政策推進課」の重要な取り組みが、以下の「40の政策」「政策形成・予算編成システム」の取り纏めである。
- ・なお、「経営評価課」では、①政策評価の実施、②行財政改革を主に担っている。

#### ○「40の政策」

- ・平成15年度から18年度までの4年間に、特に重点的に取り組んでいくべきものについて、知事公約を基に「40の政策」としてまとめ、この中で2つの緊急課題と7つの重点施策を掲げて、それぞれの項目実現のための施策に取り組むとともに、県の行財政構造改革の推進を「行政システムの進化」として位置付けている。（平成15年10月岩手県行財政構造改革プログラムより）

#### ○「政策形成・予算編成システム」に基づく予算編成

- ・従来の予算編成事務を大幅に見直し、県政の現場を担う各部局の自主性の発揮と責任の明確化、政策形成過程の透明性の確保などを目的に導入したものであり、平成15年度予算編成段階から導入された。
- ・具体的には、各部局が政策評価の結果等を踏まえて、「40の政策」推進などに必要な施策（1～数個の事業で構成された「政策形成プロジェクト」）を立案し、それを政策評価・推進会議に提案（プレゼンテーション）し、採択されたものを予算化すると共に、それぞれのプロジェクトに掲げられた目標の達成状況を評価していくものである。

#### 「政策形成プロジェクト」の採択状況と事業費

（単位：件、百万円）

区分	プロジェクト数 (注1)	構成事業数	総事業費	左のうち政策形成 プロジェクト枠分 (注2)
H15採択数	43	153	8,232	4,328
H16採択数	58	179	8,210	4,812

注1) H16プロジェクト採択数には、H15からの継続しているプロジェクトを含む。

注2) この額は、総事業費のうち、一般財源の一部になる。

### 3. 取組にかかる事業費

平成16年における総合政策室予算は、下記のとおりである。

部局名	平成16年度	平成15年度		対当初増減		対6月増減	
	当初予算額 (a)	当初予算額 (b)	6月現計 (c)	増減額 (a)-(b)	増減率 (a)/(b)	増減額 (a)-(c)	増減率 (a)/(c)
総合政策室	1,811	1,566	1,629	245	15.6	182	11.2

#### 4. 取組の体制

- 「政策推進課」は、以下の業務を所掌している。

##### 総合政策室政策推進課組織規則

- 1) 県行政の総合的な政策の立案及び推進に関すること。
- 2) 総合政策室の総括に関すること。
- 3) 総合政策室内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。
- 4) 県総合計画の進行管理に関すること。
- 5) 他部局の企画立案の支援に関すること。
- 6) 施策の推進に関する他部局の主管に属しないこと。
- 7) 総合計画審議会に関すること。
- 8) 総合政策室内各課及び監の連絡に関すること。
- 9) 総合政策室内他課の主管に属しないこと。

- 「政策推進課」は、3つの担当により構成されている。各担当の担当業務及び主要な所掌事務は以下の通りである。

担当	担当業務	所掌事務
調整担当	県行政の総合的な政策の調整	知事演述、知事の講演、北東北三県連携出前講座、地方分権、地域自立戦略会議（知事有志、学識者による会議）、など
政策担当	県行政の総合的な政策の立案及び推進	岩手県総合計画、政策形成プロジェクト、40の政策、など
管理担当	室内の総括、人事、予算経理、各課等の連絡調整	

#### 5. 取組の成果

- 全県的な視点からの企画立案・調整機能をもつ組織整備を進めたことにより、重要政策に対するマネジメントの仕組みが導入できた。
- 政策・地域重視の効率的な業務執行ができる体制が整った。

#### 6. 今後の課題

- 政策形成・予算編成システム（政策形成プロジェクト）のより一層の改善を図っていく必要がある。
- マニフェストを政策化した「40の政策」について、しっかりとした進行管理を行いながら効果的な施策の企画立案につなげていく必要がある。